



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

和歌山労働局

Press Release

橋本労働基準監督署 発表  
令和6年10月16日（水）

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～有効な呼吸用保護具を使用させずに金属アーク溶接作業を行わせた疑い～

橋本労働基準監督署（署長 <sup>つばきはら</sup> 椿原 <sup>けいた</sup> 啓太）は、本日、ユニプロテック有限会社及び代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで和歌山地方検察庁に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和6年9月3日、和歌山県紀の川市内の自社工場において、有効な呼吸用保護具を使用させずに労働者に金属アーク溶接作業を行わせたもの。

### 1 被疑者

(1) ユニプロテック有限会社

所在地 和歌山県紀の川市貴志川町

事業内容 精密機械部品の板金及びプレス部品の加工業

(2) 代表取締役 A

### 2 違反条文（別添1参照）

被疑者ユニプロテック有限会社、被疑者Aともに、

労働安全衛生法違反

同法第22条第1号

（事業者の講ずべき措置等）

粉じん障害防止規則第27条第1項

（呼吸用保護具の使用）

同法第119条第1号

（罰則）

同法第122条

（両罰規定）

### 3 被疑内容

労働安全衛生法では、金属アーク溶接作業に労働者を従事させる場合は、有効な呼吸用保護具を使用させる必要がありますが、これを使用させずに労働者に金属アーク溶接

作業を行わせた疑いがあるものです。

#### 4 その他

金属アーク溶接（TIG 溶接や炭酸ガスアーク溶接（MIG、MAG 等）、プラズマアーク溶接を含む。）作業では、「ヒューム」と言われる微細な粉じんが発生し、肺の奥深くの肺胞にまで入り込み沈着します。吸い続けると肺内では繊維増殖が起こり、肺が固くなって呼吸が困難となる「じん肺」にかかります。

このため、厚生労働省では、国家検定を受けた防じんマスク等の有効な呼吸用保護具を使用させる等の「第10次粉じん障害防止対策」を推進しているところです。

**（別添2 リーフレット参照）**

## ○ 労働安全衛生法（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十二條 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

（第2号～第4号 略）

（罰則）

第百十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四條、第二十條から第二十五條まで、第二十五條の二第一項、第三十條の三第一項若しくは第四項、第三十一條第一項、第三十一條の二、第三十三條第一項若しくは第二項、第三十四條、第三十五條、第三十八條第一項、第四十條第一項、第四十二條、第四十三條、第四十四條第六項、第四十四條の二第七項、第五十六條第三項若しくは第四項、第五十七條の四第五項、第五十七條の五第五項、第五十九條第三項、第六十一條第一項、第六十五條第一項、第六十五條の四、第六十八條、第八十九條第五項（第八十九條の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七條第二項、第百五條又は第百八條の二第四項の規定に違反した者

（第2号～第4号 略）

（両罰規定）

第百二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六條、第百十七條、**第百十九條**又は第百二十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

## ○ 粉じん障害防止規則（抄）

（呼吸用保護具の使用）

第二十七条 事業者は、別表第三に掲げる作業（第三項に規定する作業を除く。）に労働者を従事させる場合（第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。）にあつては、当該作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具（別表第三第五号に掲げる作業を行う場合にあつては、送気マスク又は空気呼吸器に限る。次項において同じ。）を使用させなければならない。ただし、粉じんの発生源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置、粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備の設置等の措置であつて、当該作業に係る粉じんの発散を防止するために有効なものを講じたときは、この限りでない。

（第2項～第5項 略）

別表第3

十四 別表第一第十九号から第二十号の二までに掲げる作業

（前後略）

別表第1

二十の二 金属をアーク溶接する作業

（前後略）

# 第10次 粉じん障害防止総合対策の 実施をお願いします



## 第10次粉じん障害防止総合対策の重点事項 (詳細は中面)

1. 呼吸用保護具の使用の徹底および適正な使用の推進
2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
3. じん肺健康診断の着実な実施
4. 離職後の健康管理の推進
5. その他地域の実情に即した事項
  - ・ アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業
  - ・ 金属等の研磨作業
  - ・ 岩石・鉱物のばり取り作業、鉱物等の破碎作業 など

## 粉じん障害によるじん肺とは



正常な肺



じん肺に罹患した肺

主に小さな土ぼこりや金属の粒などの粉じんを長年吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなってしまふ病気で、根本的な治療がありません。

いったんじん肺にかかると正常な肺には戻らず、病気は進行します。

粉じんへの「ばく露防止対策」を徹底し、じん肺にかからないように予防することが重要です。